

会社など事業体のみなさまへ

事業の持続可能な発展のために CSR経営を導入しませんか

企業は社会の構成員です。

社会から、とりわけ、企業を取り巻く様々なステークホルダーからさまざまな期待や評価を受けています。

企業が社会において安定的に存続していくには、これらのステークホルダーの期待や評価に正しく応答していくことが必要です。

公害、不当・虚偽表示、欠陥製品、セクハラ、情報隠蔽などの反社会的な行為によって多くの著名な企業が社会的評価を大きく毀損し、事業の縮小や閉鎖へ追い込まれました。

CSR(企業の社会的責任)は、企業も社会の一員であることを自覚し、積極的に社会の期待や評価に正しく応答することによって、企業の安定的で持続可能な発展を目指そうとするものです。

CSRは大会社だけのものではありません。社会と共存し、安定的な成長を求めるあらゆる企業に必要な視点です。社会は多くの中堅企業、中小企業によって支えられています。それらの企業にこそCSRの普及が求められているのです。

CSRは会社だけのものではありません。医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、あらゆる事業体に等しく当てはまるものです。

日本CSR普及協会近畿支部は企業会員と弁護士会員によって構成されています。企業の皆様は、研究会、セミナーやMLを通じて、様々な分野に精通した、多数の良質な弁護士との接点を持つことができます。良質な弁護士との接点、これもCSR経営には不可欠です。

本サイトを通じてご入会の申込みができます。

近畿支部が取り扱っていますが、入会された方は日本CSR普及協会の会員になります。近畿支部が提供するサービスは勿論、普及協会本部(東京)が提供するサービスも受けることができます。

近畿地区の皆様は是非本サイトからご入会ください。

年会費5万円(企業会員)

入会申込み受付後に、請求書をお送りします。

会費のお支払いをもって入会手続きが完了します。

日本CSR普及協会近畿支部事務局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番7号

ワキタ堺筋本町ビル2階

藤木新生法律事務所内

TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708

<http://www.jcsr-kinki.jp>

日本CSR普及協会 入会申込書(企業会員)

日本CSR普及協会 御中
(近畿支部取扱い)

日本CSR普及協会(近畿支部取扱い)に入会を申込みます。

平成 年 月 日

団体名	(ふりがな) _____
住所	〒 _____
部課名	_____
担当者名	_____ (印)
連絡先	(電話) _____ (FAX) _____ (E-mail) _____

ご入会の方は、本書面を下記の近畿支部まで、郵送、FAX、E-mailにてご送付ください

〒541-0053
大阪市中央区本町1丁目7番7号
ワキタ堺筋本町ビル2階
藤木新生法律事務所内

日本CSR普及協会近畿支部

TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708
k-office@jcsr-kinki.jp <http://www.jcsr-kinki.jp/>

入会者は当協会の会員となり、協会本部及び近畿支部が提供するサービスを受けることができます。